償却資産の申告を忘れずに

償却資産を所有する方は、毎年１月１日現在の所有状況を１月31日までに申告しなければなりません。

■償却資産とは

会社や個人が所有する事業用の機械・器具・船舶・備品などのことをいい、固定資産税の課税対象となります。

■申告の対象となる資産とは

毎年１月１日現在、事業の用に供することができる資産で、次の①～⑧のいずれかに該当するものです。

①税務会計上、減価償却の対象としている資産
②即時償却資産（特定情報通信機器）
③簿外資産であるが、事業の用に供することができる資産
④耐用年数を経過し（減価償却済み）、帳簿上、残存価額のみが計上されている資産
⑤遊休資産・未稼働資産であっても、いつでも事業の用に供することができる状態にある資産
⑥赤字決算等のために減価償却を行っていないが、本来、減価償却が可能な資産
⑦大型特殊自動車（軽自動車税などの対象とならないもの）

少額資産の取り扱いについて

取得価格	国税（法人税及び所得税）の取り扱い	申告の有無
10万円未満	取得に要した経費の全額が、法人税または所得税法の規定による所得の計算上一時に換金または必要な経費に算入されたもの	無
	上記以外のもの（固定資産に計上しているもの）	有
10万円以上20万円未満	法人税法上または所得税法上、事業年度毎に一括して３年間で償却を行うもの	無
	上記以外のもの（資産の耐用年数に応じた減価償却を行っているもの）	有

■申告の方法は

昨年度に申告のあった方には、今月中旬に申告書用紙を送付いたします。また、今年度新たに償却資産を取得された方につきましては、役場に用紙がありますので、町民税務課または歌津総合支所住民生活課までお問い合わせください。

申告義務違反に対しては、罰則を課せられる場合がありますので、期間内の申告を忘れずにしてください。

問い合わせ　町民税務課　☎46-1372
歌津総合支所　住民生活課　☎36-3924

建物を新・増築する際、これまであった建物を取り壊したときは届け出が必要です

住宅や倉庫など建物を取り壊したときは、町民税務課へご連絡ください。連絡がない場合は取壊しの確認ができないこともあり、翌年も課税されることになりかねませんので「家屋取壊し届出書」を提出してください。

建物を新築または増改築するために、今まであった建物を取り壊した場合、登記されている家屋については、滅失の登記（取り壊しの登記）をしてください。この場合は、法務局からの連絡により、新築または増改築の評価の際に取り壊しの確認をすることになります。

また、未登記の家屋については、家屋取り壊しの届け出がないと現地確認ができないため、翌年以降も課税されてしまいますので、必ず届出書を提出してください。

問い合わせ
町民税務課　課税係　☎46-1372
歌津総合支所　住民生活課　☎36-3924

固定資産の所有者が亡くなられた場合は、相続人の代表者を指定していただきます

固定資産の所有者が亡くなられた場合で、相続人が２人以上いるときは、その代表者を指定していただきます。

相続人代表者の指定とは、固定資産税の該当する資産（相続が発生する資産）の相続登記（法務局での名義変更）の完了が賦課期日（１月１日）に間に合わない場合、町からの納税通知書等の書類を受領していただく代表者を相続人のなかから指定していただくためのものです。相続する資産の相続権を決定するものではありません。死亡された固定資産の所有者が町内にお住まいの場合、１月下旬に町民税務課から死亡届出人の方へ「相続人代表者指定届」をお送りしますので、ご記入・捺印のうえ、届け出てください。

問い合わせ
町民税務課　課税係　☎46-1372
歌津総合支所　住民生活課　☎36-3924

猫の飼育に関するマナーを守りましょう

一人ひとりが、飼い主としての責任を自覚し、他人に迷惑をかけないよう、猫の適正な飼育に努めましょう。また、愛情と責任をもって、最後まで面倒を見てあげましょう。

飼い猫について

○屋内での飼育

猫は屋内で飼育するよう心がけましょう。屋内で飼育することで、一緒に過ごす時間や触れ合う機会がふえ、お互いのつながりもより親密になり、また交通事故や感染症の危険から猫を守ることもできます。

また、生活環境への被害を未然に防止でき、近隣住民とも良好な関係を保つことができます。

○不妊・去勢手術

猫は、生後1年足らずのうちに繁殖能力が備わり、年に3・4回子猫を生む、非常に繁殖力が旺盛な動物です。

必要に応じ、不妊・去勢手術をすることにより、適切な頭数を維持することができ、十分な世話と愛情をもって飼育することができます。

○身元の表示

猫にも首輪や名札など身元が確認できるものを付けましょう。身元を表示することにより、飼い主の責任がより明確になるだけでなく、事故など緊急時に飼い主と連絡を取ることができます。

のら猫について

のら猫には、むやみにえさを与えないでください。えさを求めてのら猫が集まって来たり、その周辺に住みついて、周囲の方々に糞などで迷惑をかけることになります。

また、継続的にえさを与えることにより飼い主とみなされ、飼い主としての責任が生じる場合があります。

問い合わせ
環境対策課　生活環境係（クリーンセンター）☎46-5528
歌津総合支所　健康福祉課　生活福祉係（歌津保健センター）☎36-3929

粗大ごみ特別収集

◇受付日時　12月９日（日）午前９時～午後３時30分　**◇受付場所**　クリーンセンター
◇手 数 料　10キログラム当たり100円（搬入時に納入）
◇取り扱う粗大ごみの種類
一般家庭から排出される不燃性粗大ごみ(自転車、ストーブなど)
◇取り扱えないごみの種類
家電リサイクル法が適用されるテレビ、洗濯機、冷蔵庫（冷凍庫）、エアコンの家電４品目及びパソコン、可燃性粗大ごみ、産業廃棄物、農漁業用機械、オートバイ、タイヤ等は扱いません。
※「粗大ごみ」（可燃性の粗大ごみは除く。）の通常受付は、毎週木曜日（祝祭日と年末年始休業日を除く。）午後１時～４時までクリーンセンターで行っています。

平成19年度 年末年始における燃やせるごみの収集日程

（注意）※燃やせるごみだけの収集です。燃やせないごみは収集しませんのでご注意ください。
※ごみは、町指定のごみ袋に入れて、決められた集積所へ時間内に出してください。また、生ごみはよく水切りをしてから出すようにご協力ください。

月　日	特別収集を行う地域（決められた時間まで集積所に出してください）	直接搬入（クリーンセンターへ直接持ち込んでください）
12/29（土）	前浜地域、後浜地域、林、大久保、田尻畑、保呂毛、小森、双苗、入谷全域、戸倉全域，伊里前、韮の浜、寄木、高区	全町を対象とします ○受付時間 12/29(土)午前９時～午後４時30分 12/30(日)午前９時～正午
12/30（日）	中瀬町、八幡町、五日町、汐見、南町、廻館、旭ヶ丘、天王前、新井田、沼田、本浜、大森、十日町、館浜、泊浜、馬場、中山、名足、石浜、田の浦、港、吉野沢団地	
12/31(月)～1/3(木)	年末年始休業	
1/4（金）	平常どおりの業務を行います。（金曜日が収集指定日の地区だけを集めます）	

問い合わせ ご相談は　環境対策課（クリーンセンター）☎46-5528
歌津総合支所健康福祉課 ☎36-3929